

## ☆本年は衆議院議員総選挙が実施されます。

### 【在外選挙人名簿登録】

- 海外で投票を行うためには[在外選挙人名簿登録申請が必要](#)です。ご登録がお済みでない方はお早めにご申請ください。
- また、投票には在外選挙人証が必要です。在外選挙人名簿登録がお済みの方は、在外選挙人証の所在を今一度ご確認ください。
  - \* 紛失した場合は再交付申請が必要です。
- なお、在外選挙人登録を行っていても一時帰国した際に日本国内で住民票を入れたため、登録が抹消されていることがありますので、ご注意ください。
  - \* 改めて[在外選挙人名簿登録申請](#)を行っていただく必要があります。
- 在外選挙制度全般については、[こちら](#)をご参照ください。

### 【投票方法】

- [在外公館投票](#)  
在外公館投票は、在外選挙人証をお持ちの方が、在外公館において投票する方法です。
- [郵便等投票](#)  
在外選挙人証をお持ちの方が、郵便や国際宅配便を使って、直接、日本国内の選挙管理委員会（選管）に投票用紙を送付する投票方法です。
  - \* 郵便等投票のための投票用紙等の請求は公示日・告示日を待つことなくいつでも可能です。
  - \* 在外選挙人証記載の住所と現住所が違う場合は、[在外選挙人証記載事項の変更手続](#)が必要です。
- [日本国内における投票](#)  
選挙の時期に一時帰国した場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（住民票の作成後3か月間）は、「在外選挙人証」を提示して投票することができます。
- [特例郵便等投票](#)  
新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。  
在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります。）。